

お知らせ

・ 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養制度について

2024年10月1日から、患者さんが追加費用を支払って選ぶ特別な医療サービスである「長期収載品の選定療養制度」が導入されます。後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品（長期収載品）で、先発医薬品の処方を希望される場合には、追加費用（自費）をお支払いいただきます。この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。詳細は下記または厚生労働省ホームページ「後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について」https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.htmlをご覧ください。

また、ご不明の点があれば、うさぎ薬局（門前の薬局：TEL711-8503）に遠慮なくお尋ねください。